

平成21年6月 定例会議

平成21年度

第3回 みどり市 定例教育委員会会議録

平成21年6月26日

みどり市教育委員会

平成21年度 第3回 みどり市定例教育委員会会議録

・招集日時 : 平成21年6月26日(金) 午後3時00分から

・招集場所 : みどり市役所大間々庁舎2階第1会議室

・出席委員 : 1番委員 清水 恒 夫

2番委員 松 島 弘 平

3番委員 丹 羽 千津子

4番委員 齋 藤 由起子

5番委員 岡 崎 紀 夫

・説明のため出席した者 : 教 育 部 長 柳 内 光 雄

教育総務課長 岩 崎 照 雄

学校教育課長 石 井 逸 雄

社会教育課長 若 月 省 吾

文化財課長 三 輪 延 也

スポーツ振興課長 奈 良 進

・本 委 員 会 書 記 : 教育総務課総務係 上 岡 妙 子

・事務局職員出席者 : 教育総務課総務係 石 原 亨 夫

教育総務課総務係 西 原 和 哉

議事日程

・日程第1 : 会議録署名委員の指名

・日程第2 : 会期の決定

・日程第3 : 選挙第1号 みどり市教育委員会委員長の選挙について

・日程第4 : みどり市教育委員長職務代理者の指定について

・日程第5 : みどり市教育委員会委員の席番について

・日程第6 : 報告第1 教育長報告について

・日程第7 : 議案第11号 みどり市大間々給食センター移転新築基本計画の承認
について

- ・日程第8 : 議案第12号 平成21年度みどり市立学校給食センター運営委員の委嘱について
- ・日程第9 : 議案第13号 平成21年度みどり市立図書館協議会委員の委嘱について
- ・日程第10 : 議案第14号 平成21年度みどり市生涯学習推進協議会委員の委嘱について
- ・日程第11 : 議案第15号 みどり市社会体育施設条例施行規則の一部改正について
- ・追加日程1 : 議案第16号 教職員の訓告について
- ・開会 : 午後3時18分

(委員長) ただいまから平成21年度第3回みどり市定例教育委員会会議を開会いたします。

・日程第1 会議録署名委員の指名

(委員長) 日程第1、会議録の署名委員の指名をさせていただきます。これにつきましては、席番4番の齋藤由起子委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

・日程第2 会期の決定

(委員長) 日程第2の会期の決定ですけれども、平成21年6月26日（金）本日1日ということで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(委員長) 異議なしの声がありましたので、本日1日と決定させていただきます。

・日程第3 選挙第1号 みどり市教育委員会委員長の選挙について

(委員長) 議事進行については議案の内容が委員長の選挙ですので、ここで委員長

職務代理と交代いたします。職務代理、よろしくお願いいたします。

(松島委員) 議案の内容が委員長の選挙ですので、本案は私の方で進行いたします。
日程第3、選挙第1号 みどり市教育委員会委員長の選挙について、を上
程いたします。提案朗読を事務局よりお願いします。

(事務局) 議案朗読。

(松島委員) これから委員長の選挙を行いますが、方法についてお諮りいたします。
投票を原則としますが、みどり市教育委員会会議規則第4条第2項の規定
による、全委員の同意による指名推選とする方法もございますが、どの方
法がよろしいかお諮りいたします。

(教育長) 指名推選の方法が、良いと思います。

(松島委員) ただ今、岡崎教育長から委員長の選挙は、指名推選の方法が良いと提案
がありましたが、指名推選の方法に決定してよろしいかお諮りいたします。
賛成委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

(松島委員) 皆様の賛成がありましたので、委員長の選挙は指名推選の方法に決定い
たします。早速ですが、指名推選の発言を求めます。

(教育長) 私は、清水委員を推選いたします。

(松島委員) ただ今、清水委員が指名推選されましたが、他にはございませんか。
無いようですので、採決を行いますが、清水委員は当事者ですので、暫時
退席してください。

—————清水委員退席—————

(松島委員) 日程第3、選挙第1号 みどり市教育委員会委員長の選挙について、清
水委員を委員長に推選することに賛成委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

(松島委員) 挙手全員ですので、清水委員の当選を決定します。ここで清水委員の同
席を求めます。

—————清水委員着席—————

(松島委員) 日程第3、選挙第1号 みどり市教育委員会委員長の選挙について、清水委員の当選を委員全員の賛成により、決定しましたので報告いたします。
また、ここで議事進行を交代いたします。ご協力ありがとうございました。
では、清水委員長より挨拶をお願いいたします。

(委員長) 挨拶。

・日程第4 みどり市教育委員長職務代理者の指定について

(委員長) 日程第4、みどり市教育委員会委員長職務代理者の指定について、を上程いたします。提案朗読を事務局よりお願いします。

(事務局) 議案朗読。

(委員長) みどり市教育委員会会議規則第5条により、投票によることを基本としますが、指名推選による方法もございますので、お諮りいたします。

(丹羽委員) 指名推選の方法が、良いと思います。

(委員長) ただ今、丹羽委員から委員長職務代理者の指定は、指名推選の方法が良いと提案がありましたが、指名推選の方法に決定してよろしいかお諮りいたします。賛成委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

(委員長) 皆様の賛成がありましたので、委員長職務代理者の指名は、指名推選の方法に決定いたします。早速ですが、指名推選の発言を求めます。

(丹羽委員) 私は、職務代理者に松島委員を推選いたします。

(委員長) ただ今、丹羽委員より松島委員の指名推選がございましたが、他にはございませんか。

(委員長) ないようですので、採決を行います。松島委員は当事者ですので、暫時退席してください。

—————松島委員退席—————

(委員長) ここで、松島委員を職務代理者に推選することに賛成する委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

(委員長) 挙手全員ですので、ご異議なしと認め、委員長職務代理者は、松島委員
にお願いしたいと思います。

ここで、松島委員の同席を求めます。

—————松島委員着席—————

(委員長) 職務代理者は、松島委員にお願いいたします。よろしくをお願いいたします。
す。では、松島委員より挨拶をお願いいたします。

(松島委員) 挨拶。

・日程第5 みどり市教育委員会委員の席番について

(委員長) 日程第5 みどり市教育委員会委員の席番について、事務局より説明を
お願いいたします。

(事務局) 席番について説明。

(委員長) 事務局より席番の説明がありましたが、その席番でよろしいかお諮りい
たします。

(「異議なし」の声あり)

(委員長) それでは、委員長席を1番席とし、1番席に清水委員長、職務代理者席
を2番席とし、2番席に松島委員長職務代理者、教育長席を5番席とし、
5番席に岡崎教育長、3・4番席については、委員年数順ということで、3
番席に丹羽委員、4番席に齋藤委員、として決定いたします。どうぞよろ
しくをお願いいたします。

・日程第6 報告第1 教育長報告について

(委員長) 日程第6、報告第1 教育長報告について、岡崎教育長の方からお願い
いたします。

(教育長) (内容：説明資料)

(教育部長) (内容：議会説明)

(委員長) ただいまの教育長、教育部長の報告について、何かご質疑がございますか。

(委員長) ご質疑がないようでしたら、日程第3、教育長報告は以上で終了いたします。

・日程第7 議案第11号 みどり市大間々給食センター移転新築基本計画の承認について

(委員長) 日程第7、議案第11号 みどり市大間々給食センター移転新築基本計画の承認について、を上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局) 議案朗読

(委員長) 事務局の朗読が終わりましたので、岩崎教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

(教育総務課長) (内容：説明資料)

(委員長) 岩崎課長の説明が終了しましたので、ただいまの説明に対し、何かご質疑がございますか。

(委員長) 空き地を、グラウンドゴルフ場で使っているということですけど、それなりの広さがないと出来ないですね。

(教育長) 3000㎡あれば、コースがとれるのですね。

(教育総務課長) 一応、7000㎡位はありますので、4000㎡を給食センターに、3000㎡をグラウンドゴルフ場に大よそ分けています。

(委員長) 今現在で、大間々地区の給食は、何食なのですか。

(教育総務課長) 2000食位ですね。

(委員長) 笠小が、今、大体1050食ですよ。それで、普段は2000食で、緊急のときには3000食出来るということですけど、笠小の1050食も大丈夫なのですか。

(教育総務課長) 笠懸地区が、全部駄目になるということはないだろうと、一番多い

ところが駄目でも、何とかカバー出来るようにということで、３０００食を想定しているのです。

(委員長) そのときには、従業員は派遣でということになるのですか。

(教育総務課長) どんな形になるか、そこまでは。

(教育部長) 今後、運営委託とかそういう形をとるから、そのときに緊急に出てくると思います。考えられることは、ちょっとした改修が夏休みを越えるとか、緊急で何か故障したというときには、何日か給食センターに頼んで、そのときには、人を見つけてもらって間に合わすつなぎですね。

(委員長) ２０００食と３０００食では、従業員の数も違いますよね。

(松島委員) ちなみに、東給食センターの整備能力と供給能力は、どんなのですか。

(教育部長) 東は、３００食位ですね。

(委員長) 多分、小学校が５０食位、中学校が１００食位でやっていて、１００食位は余裕があって、３００食位は対応出来ると思いますね。

(松島委員) 基本的に、この給食センター自身のトラブルの対策は、考えておく必要があるのですか。

(教育部長) それ等は、なかなか言いようがないのですけど。万が一のときに、その後というのは当面はすぐに考えたくないですけど、恐らく民間に依存する等になるだろうと。

(委員長) 笠懸の給食室は、いつ頃に出来たのですか。

(教育部長) 学校が出来たときです。

(委員長) 今使っているのは、その後、当然改修していると思うのですけど、何年頃改修したのですか。それで結局は、またその改修の時期が、建て替えの時期に来ますよね。また、そこで自校というと、相当かかりますよね。

(教育部長) だから、そこで今度改修するときは、ドライ化という話しになると思います。ドライ化になれば金がかかるのと、規模をもっと広げなければならない、そうすると、改めて全体の整備をどうするのかというのを問われてきて、もう一回給食センターの問題が再燃するかどうか。

(委員長) 　だから、一番良いのは、金があれば自校なのですけど、今の話したいにドライで各学校でやるとなると、相当金がかかりますよね。

(松島委員) 　今、気になったのは、笠懸地区が自校方式を色々と検討した結果、集中して給食センターにしようかとなった場合に、また笠懸地区に建てるということを見ているのかどうかなのですよ。さっき言ったのは、その裏返しで、笠懸も含めて最終的に増築して一極集中してやろうとすると、北過ぎますよね。全体の流れとすると、一か所で何千食もという、何かのときに危ない気がするのですよね。そうすると、旧市町村単位でというのは、基本的には嬉しくないけれども、要するに分散して2か所に集中したセンターを建てて、最終的には東も含めて、2極化する位の方がいいのかなという気もしたものですから。

(教育部長) 　これを選ぶにあたっては、ここにある相生の境が、最初に検討した第一候補地だったのですが、あと今のここと、ここも第3候補地で高津戸がありまして、結果的に桐生との問題が、あるいは笠懸の自校処理の問題はそのまま方向付けになって、色々な問題点がクリアしていく段階で、ここに落ち着かせることに至ったわけです。その頃になって、北部3校の問題が出てきたということで、適地がどうかという部分が微妙には左右していたという部分はあります。今後、例えば新里、黒保根、それと東給食センターが新しいけど効率性が落ちれば、配送エリアを黒保根と東のブロックで組ませるということも、今後考えるときが来るかも分からないですね。

(委員長) 　市が違って、トップ同士の話し合いでね。東と黒保根は、そういう意味では、必要かも分からないですね。

(教育部長) 　それと、これが桐生の一部を補完出来るかについては、将来見えないですけど予測の話としては出ていますが、方向付けにはしてないです。

(松島委員) 　そういうことになっても、能力的、設備的にはあるよということですね。

(教育部長) 　そうですね。

(齋藤委員) 　今は、食物アレルギーのあるお子さんは、それ用の給食が出されている

のですか。

(教育総務課長) 今は、対応出来てないと思うのですが。

(齋藤委員) ここに、食物アレルギーの対応の必要性とあるのですが、そういうときはルートを別にしたりとか、施設とかは付いているのですか。

(教育総務課長) 多分、調理場を別にするのだと思うのですよね。

(齋藤委員) 建設の中にあるのですか。

(教育総務課長) 今そういう対応が出来てないのですが、そういう問題がクローズアップされているので、一応検討はしておりますけど、ただ実際に食物アレルギーのお子さん全てに対応できるかという、非常に難しい問題があるのかなというところなのですね。

(齋藤委員) 自校の中に、1人2人が違う学校にいたら全部集めて、そこで献立を作ってということも出来ないのですか。

(学校教育課長) 基本的に、それは難しいです。というのは、今、複合食品で調味料から全て入ってきてしまうので、現状では、アレルギーを持つお子さんに対応する場合には、細かな献立表をその家庭に配って、保護者に選択的に取っていただくという形ですね。現実問題としては、それに対応するための給食を公立の方が全て対応していくとなると、相当な覚悟で、まったくその子たちだけの別給食を作るシステムの考え方を持っていない限りは、無理だということですね。ただ、牛乳が駄目な子に対して、麦茶を出すとかは比較的に簡単に出来ます。あとは、単価の問題ですね。今、岩崎課長からも話がありましたけれども、そういうものも想定して検討は、という段階で留まっていて、全面的に対応していくというのは難しいかなと。

(齋藤委員) 命に関わることですからね。

(委員長) あと、4ページの(5)の食の学びが可能な施設とありますが、これはどんな考え方なのですか。

(教育総務課長) 具体的には、特にはないのですが、見学コースを作ったりとかですかね。

(委員長) PTAが見学に来たときに、調理して学校給食を食べるとか、そういうねらいはこれにはないのですか。保護者が調理場に入るとかは、衛生上の問題で出来ないでしょうけどね。

(教育総務課長) 入ることは、出来ないと思いますね。

(委員長) 見学はコースがあつて、会議室で試食ができる、そこが食の学びが可能ということなのかなと思ったりして。

(教育総務課長) そういうようなことだと、思うのですよね。

(松島委員) 5ページの(3)は、麺もありますよね。

(教育部長) 麺も、そうです。

(松島委員) それと、配達、配送は、どうなっているのですか。

(学校教育課長) 現状では、米飯、パン、麺類それと牛乳についても業者が、そして調理したものが給食センターからという形ですね。これについては、笠懸も同じです。笠懸は、自校方式と言いながらも、米飯、パン、麺類、牛乳については業者が納品して、調理するものだけですね。

(委員長) 他にご質疑ございますか。ご質疑がないようでしたら、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第7、議案第11号 みどり市大間々給食センター移転新築基本計画の承認について、本案を原案のとおり決定することによってよろしいでしょうか。
賛成委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

(委員長) 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

・日程第8 議案第12号 平成21年度みどり市立学校給食センター運営委員の委嘱について

(委員長) 日程第8、議案第12号 平成21年度みどり市立学校給食センター運営委員の委嘱について、を上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局) 議案朗読

(委員長) 事務局の朗読が終わりましたので、岩崎教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

(教育総務課長) (内容：説明資料)

(委員長) 岩崎課長の説明が終了しましたので、ただいまの説明に対し、何かご質疑がございますか。

(委員長) 3号委員が、両方とも小学校なんですけど。本当は、中学校が1人入っている方が、量も違ってくるかなという気がしたのですね。今までも、小学校ですか。

(教育総務課長) 昨年は、大間々東小学校と、あずま小学校の方ですね。

(委員長) 将来的には、中学校を1人入れた方がいいかなと。

(教育総務課長) 任期が1年ですので、今回はこれでお認めいただいて、来年以降また検討させていただければと思います。

(学校教育課長) これは、昨年との繋がりで、みどり市はスタートから3つの地区で行われていて、昨年度ようやく大間々と東が1つになって、みどり市学校給食センター運営委員となったわけですね。あと、笠懸地区に給食運営委員がいるわけですが、本来的にはみどり市の学校給食に関する運営委員という形にしていかなきゃいけないということで、昨年度もその反省に立って、将来的には市全体として一つの運営委員にしていく方向に動いていきますので、そういう段階で、小・中がうまく入ってくる形を考えていくようになるかなと。

(委員長) 表題がセンターですものね。来年はそこら辺を見直しして、そうしないと笠懸の方が入らないですものね。

(学校教育課長) ただ、現状では規則は変わっていないので、今年度はこれで認めていただくということで、お願いいたします。

(委員長) 今の話しで、名称も変えてもらって、みどり市の給食ということで、事務局の方で進めてもらえればと思います。

(委員長) 他にご質疑ございますか。ご質疑がないようでしたら、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第8、議案第12号 平成21年度みどり市立学校給食センター運営委員の委嘱について、本案を原案のとおり決定することとよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

(委員長) 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

・日程第9 議案第13号 平成21年度みどり市立図書館協議会委員の委嘱について

(委員長) 日程第9、議案第13号 平成21年度みどり市立図書館協議会委員の委嘱について、を上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局) 議案朗読

(委員長) 事務局の朗読が終わりましたので、若月社会教育課長より内容説明をお願いいたします。

(社会教育課長) (内容：説明資料)

(委員長) 若月課長の説明が終了しましたので、ただいまの説明に対し、何かご質疑がございますか。

(委員長) ご質疑がないようでしたら、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第9、議案第13号 平成21年度みどり市立図書館協議会委員の委嘱について、本案を原案のとおり決定することとよろしいでしょうか。賛成委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

(委員長) 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

・日程第10 議案第14号 平成21年度みどり市生涯学習推進協議会委員の委嘱について

(委員長) 日程第10、議案第14号 平成21年度みどり市生涯学習推進協議会委員の委嘱について、を上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局) 議案朗読

(委員長) 事務局の朗読が終わりましたので、若月社会教育課長より内容説明をお願いいたします。

(社会教育課長) (内容：説明資料)

(社会教育課長) すみません。訂正をお願いいたします。7番の方の経歴の学校名の訂正をお願いいたします。

(委員長) 若月課長の説明が終了しましたので、ただいまの説明に対し、何かご質疑がございますか。

(委員長) ご質疑がないようでしたら、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第10、議案第14号 平成21年度みどり市生涯学習推進協議会委員の委嘱について、本案を原案のとおり決定することよろしいでしょうか。賛成委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

(委員長) 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

・日程第11 議案第15号 みどり市社会体育施設条例施行規則の一部改正について

(委員長) 日程第11、議案第15号 みどり市社会体育施設条例施行規則の一部改正について、を上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局) 議案朗読

(委員長) 事務局の朗読が終わりましたので、奈良スポーツ振興課長より内容説明をお願いいたします。

(スポーツ振興課長) (内容：説明資料)

(委員長) 奈良課長の説明が終了しましたので、ただいまの説明に対し、何かご質

疑がございますか。

(松島委員) 2条の資格要件で確認したいのですが、社会体育館を利用するときは、原則10名以上で組織して、申し込みなさいとありますが、まずこの条例で、社会体育施設を利用できるのは、例えば市内在住または在勤のものが半分以上ないと駄目とかあるのですか。それとも、社会体育施設は、桐生市とか伊勢崎市の方とかが組織して、10名以上で登録すれば利用できることを良いとしているのか、それともう一つは、現状としてそういう団体が利用するのが多いのか、他町村でもみどり市の人たちの団体が利用できるという利点になっているのか、この改正の意図が分からないのですが。

(スポーツ振興課長) 社会体育施設につきましては、市内限定でなくてどちらの方でも基本的には使えます。かつ両毛広域の規定がございまして、お互いに市民料金でお互いの施設を相互利用ということで推進していますので、そういう配慮もあります。それで、今回の規定の部分については、在住在勤者を限定したような表現になっているものですから、誤解を招くということで削除します。それと、今までは必要最低限ということで、競技によって全部違って、一定の基準がないと分かりづらいということで、一般的な概ね10名以上という表現にさせていただきました。

(松島委員) もう少し具体的に言うと、例えば東の社会体育館の実態は、宿泊をして東京の方の団体が来て、貸してくれとなったときに、部外者なので、例えば2千円とか、市内在住者と協定の隣接者は1千円とか、そこら辺がどうなっているのか知りたいのと、基本的にはどこでも登録すれば貸すということで理解していいのですか。

(スポーツ振興課長) まず、前段の方は条例で、サンレイク等の公共施設を利用して宿泊した方につきましては、特例として東の体育施設については、みどり市の料金として利用することが出来るというふうに一部改正をさせていただいております。料金制ですので、どちらの方であっても、市内市外の区分に従って利用していただくというスタンスであります。

(松島委員) 全部市外でも、登録は市外料金が設定されているということですね。それで、利用優遇では、宿泊した方には、市民並みで利用出来るよと、あと協定のところも市民並みということですね。そういう意味では、市内在住在勤というのは、あまり意味ないということですね。

(委員長) これを読んでいると、代表者が予め登録しておかないとならないのだね。

(スポーツ振興課長) その場でも、即対応できるようにするという事で、名簿もありますので。

(松島委員) 本来は、一時的ではなく、固定的に登録した人が使うというですよ。けど、夏だけキャンプに来たときは、その都度ということですね。

(齋藤委員) 2条の改正案で、原則として10名以上ということは、10名以上と言いついてないですよ。ということは、9名だったらいいかなというところを含めて、原則としてということなのですか。

(スポーツ振興課長) 10名以上いなければ使えないのかというところでは、継続していく場合については、運用上の話しになりますが、10名を確保してください。ただ今回限りというときに、9名で来たから使えないのかと言われても、使えませんから帰ってくださいとは言えないので、そこら辺の運用のしやすさ、使ってもらうために原則を付けました。

(齋藤委員) では、そこで8だったら、7だったらどうしますかという話しになりますよね。それで、もっと心配なのは、色々と監査で指摘があつて、こういう改正があるということですけど、またここで10と言ったのが、10になってないぞということで、監査の指摘はないのですか。

(スポーツ振興課長) 今は、最低必要な人数という表現で、まったく基準がないのが指摘されたので、目安を作ればという話しです。

(齋藤委員) それでは、10名というのに、こだわるということではないのですか。

(スポーツ振興課長) 団体登録しなくても、個人でも利用できる施設もあるので、一概には、その部分については、そんなにはこだわりはないです。

(委員長) 他にご質疑ございますか。ご質疑がないようでしたら、質疑を打ち切り

お諮りいたします。日程第１１、議案第１５号 みどり市社会体育施設条例施行規則の一部改正について、本案を原案のとおり決定することโดยよろしいでしょうか。賛成委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

(委員長) 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

・追加日程１ 議案第１６号 教職員の訓告について

(委員長) つづきまして、本日は、追加の議事日程として、教職員の訓告について、追加議案がございますので、追加議事日程の提出を承認いただくことโดยよろしいでしょうか。お諮りいたします。賛成委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

(委員長) 挙手全員ですので、追加日程の提案承認を得ましたので、追加日程１、議案第１６号 教職員の訓告について、を上程いたします。本議案は、秘密会議といたします。

(委員長) 石井学校教育課長より内容説明をお願いいたします。

(学校教育課長) (内容：説明資料)

(委員長) 石井課長の説明が終了しましたので、ただいまの説明に対し、何かご質疑がございますか。

(委員長) ご質疑がないようでしたら、質疑を打ち切りお諮りいたします。追加日程１、議案第１６号 教職員の訓告について、本案を原案のとおり決定することโดยよろしいでしょうか。
賛成委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

(委員長) 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

(委員長) 以上をもちまして、本日の教育委員会議の議事をすべて終了いたします。
ご苦労様でした。

- ・閉会：午後４時４５分
- ・本委員会の議決の次第は次のとおりである。

議 事 日 程

- ・日程第６：報告第１ 教育長報告について （報告）
- ・日程第７：議案第１１号 みどり市大間々給食センター移転新築基本計画の承認について （可決）
- ・日程第８：議案第１２号 平成２１年度みどり市立学校給食センター運営委員の委嘱について （可決）
- ・日程第９：議案第１３号 平成２１年度みどり市立図書館協議会委員の委嘱について （可決）
- ・日程第１０：議案第１４号 平成２１年度みどり市生涯学習推進協議会委員の委嘱について （可決）
- ・日程第１１：議案第１５号 みどり市社会体育施設条例施行規則の一部改正について （可決）
- ・追加日程１：議案第１６号 教職員の訓告について （可決）